

国際リンパ浮腫フレームワーク・ジャパン 研究協議会

賛助会員募集要項

2026年4月

理事長 須釜 淳子
藤田医科大学 社会実装看護創成研究センター 教授
庶務担当理事 臺 美佐子
石川県立看護大学 成人看護学 教授

令和8年4月吉日

各位

国際リンパ浮腫フレームワーク・ジャパン研究協議会

理事長 須釜 淳子

藤田医科大学

社会実装看護創成研究センター 教授

庶務担当理事 臺 美佐子

石川県立看護大学 成人看護学 教授

国際リンパ浮腫フレームワーク・ジャパン研究協議会
賛助会員ご入会へのお願い

謹啓

国際リンパ浮腫フレームワーク・ジャパン研究協議会は英国を拠点に活動する「International Lymphoedema Framework (ILF)」の日本支部として 2011 年に開設されました。ILF はノッティンガム大学教授の Dr. Christine J. Moffatt が立ち上げ、リンパ浮腫で苦しむ世界中の患者のサポートを標準化する取り組みをしております。

本会の目的は、ILF が出版しているリソースの日本への紹介を行い、ILF が主催しているミーティングへの参加など学術活動を通して、日本のリンパ浮腫管理の均霑化を図り、また、逆に日本の優れたリンパ浮腫管理技術を世界に発信することで、リンパ浮腫で苦しむ患者がひとりでも少なくなるように、あるいはリンパ浮腫による QOL の低下が少しでも解消されるような医療体制を構築することです。これらの事業にかかる費用は本来、国際リンパ浮腫フレームワーク・ジャパン研究協議会員が担うものでありますが、何分設立間もなく、今後の発展には経済的な後ろ盾も必要になると存じます。ぜひ賛助会員としてご助力いただきたく、ここにご依頼書をご送付いたすことになりました。

宜しくご検討の程、心よりお願い申し上げます。

なお、賛助会員は、学術集会企業展示スペース、学術集会抄録集広告掲載ページ等において、ご希望の場合は優先的にサイトを選ぶことができます。但し、これに関する必要経費のご負担はお願い申し上げます。

謹白

国際リンパ浮腫フレームワーク・ジャパン研究協議会 会則

平成 22 年 12 月 25 日
(平成 23 年 11 月 10 日一部改定)
(平成 24 年 12 月 21 日一部改定)
(令和 2 年 5 月 11 日一部改訂)
(令和 4 年 11 月 4 日一部改訂)
(令和 5 年 4 月 18 日一部改訂)

第 1 章 総則

第 1 条

本会は、国際リンパ浮腫フレームワーク・ジャパン研究協議会(ILF-Japan 研究協議会)と称する。

第 2 条

本会は、International Lymphoedema Framework (ILF)の日本部門として、リンパ浮腫の予防と治療の研究の向上に貢献することを目的とする。

第 3 条

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 定期的な学術集会、講演会および講習会などの開催
- 2) ILF の他国部門や内外の関連学術団体との連絡および連携
- 3) 学術関連出版物などの刊行
- 4) その他

第 2 章 会員

第 4 条

本会の会員は、本会の目的に賛同し所定の申込手続きを経て理事会で承認され会費を納入するものとする。なお、詳細は施行細則による。

- 1) 正会員: 教育機関または医療機関でリンパ浮腫の予防、治療の研究に携わる者
- 2) 賛助会員: 本会の目的、事業を賛助する上記以外の個人、および企業の代表者

第 3 章 役員

第 5 条

本会の役員は、理事、監事、幹事を若干名置く。

第 4 章 会議

第 6 条

本会の会議は次の通りとする。

- 1) 学術集会、講演会や講習会などの研究協議会
- 2) 理事会

第 7 条

研究協議会は、毎年 1 回以上開催する。

第 8 条

本会の理事会は、代表が招集し議長となり、学術集會会期中に行い、次期学術集會会長の選出並びに研究協議會の主題などについて審議を行う。その他、必要に応じて代表が招集する。ただし、遠隔會議または電磁的記録による参加も認める。

第 5 章 會計

第 9 条

本会の會計は、年会費と研究協議會参加費ならびに協賛金をもって行う。なお、会費は施行細則による。

第 10 条

會計は、毎年 1 回、理事会の承認を得る。

第 11 条

本会の會計年度は 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 事務局

第 12 条

本会の事務局は、石川県立看護大学 成人看護学
(〒929-1210 石川県かほく市学園台 1 丁目 1 番地)に置く。

第 7 章 共催

第 13 条

本会は、ILF・Japan 研究協議會と ILF との共催である。

第 8 章 会則の変更

第 14 条

本会の会則は理事会の承認を経て改定することができる。

会則施行細則

(会費)

第 1 条

年会費は、正会員 10,000 円、学生 4,000 円、賛助会員 1 口 50,000 円とする。

第 2 条

年会費を 3 年間滞納した場合は、会員資格を喪失する。

国際リンパ浮腫フレームワーク・ジャパン研究協議会 賛助会員申込書

年 月 日

国際リンパ浮腫フレームワーク・ジャパン研究協議会
理事長 須釜 淳子 殿

賛助会員に申し込みます。

会社名 : _____

連絡先住所 : 〒 _____

TEL _____ / FAX _____

ご担当者名 : _____

連絡先(メールアドレス): _____

■ 賛助会員 年会費 一口 50,000 円

申し込み口数 () 口

年会費金額 () 口 × 50,000 円 合計 () 円